

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」等の厚生労働省  
ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令  
和 3 年 6 月 11 日法律第 66 号）により、令和 6 年 3 月から医療扶助におけるオンライン資格  
確認の実施が開始されることに伴い、各点数表（医科、DPC、歯科及び調剤）の「オンライ  
ン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」等を更新しましたのでお知らせします。

※更新は各点数表となりますが、下記更新内容としては「医科」の例でお知らせします。

記

○ 更新内容

1 「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」

(1) 1 レセプト内のレコードの種類及び記録順の表の注釈の次の文言を変更した。

【変更後】	【変更前】
表中「可※2」のレコードは、保険医療機関からの請求時は、 <u>保険者レコード及び公費レコード（公費負担医療の12から始まる負担者番号のみ）</u> に対応する資格確認レコードを記録する。	表中「可※2」のレコードは、保険医療機関からの請求時は、保険者レコードに対応する資格確認レコードを記録する。

(2) レセプト種別ごとのレセプト情報の記録条件の表及び注釈を次のとおり変更・追加した。

【変更後】	【変更前】
<ul style="list-style-type: none"><li>レセプト種別：医療保険と1～4種の公費負担医療の併用 資格確認レコード：△（1～5レコード記録）</li><li>レセプト種別：公費負担医療単独 資格確認レコード：<u>△（1レコード記録）</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>レセプト種別：医療保険と1～4種の公費負担医療の併用 資格確認レコード：△（1レコード記録）</li><li>レセプト種別：公費負担医療単独 資格確認レコード：×</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト種別：2～4種の公費負担医療の併用 資格確認レコード：<u>△（1～4レコード記録）</u></li> <li>保険医療機関からの請求時は、<u>保険者レコード及び公費レコード（公費負担医療の12から始まる負担者番号のみ）</u>に対応する資格確認レコードを記録する。</li> </ul> <p><b>【追加文言】</b>  <u>なお、資格確認レコードの記録条件として、公費レコードに公費負担医療の12から始まる負担者番号を記録する場合は記録任意とし、それ以外の負担者番号の場合は記録不可とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト種別：2～4種の公費負担医療の併用 資格確認レコード：×</li> <li>保険医療機関からの請求時は、<u>保険者レコードに対応する資格確認レコードを記録する。</u></li> </ul>
---	---

(3) 「資格確認 (SN) レコード」の「受給者番号」の備考欄に次の文言を追加した。

【変更後】	【変更前】
<p><b>【追加文言】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>一次請求の場合は、記録を省略する。</u></li> <li><u>履歴請求データについては、審査支払機関で記録されたままとする。</u></li> </ol>	

(4) 「資格確認 (SN) レコード」の注釈の次の文言を変更・追加した。

【変更後】	【変更前】
<p>保険医療機関からの請求時は、「負担者種別」項目が「1（医療保険、国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療）」である場合は、<u>保険者レコードを記録したうえで、「確認区分」項目及び「枝番」項目を記録する。</u></p> <p><b>【追加文言】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>また、「負担者種別」項目が「2（第1公費負担医療）」～「5（第4公費負担医療）」である場合は、対応する公費レコード（公費負担医療の12から始まる負担者番号のみ）を記録したうえで、「確認区分」項目を記録する。</u></li> <li><u>令和6年2月診療以前分で公費レコードに公費負担医療の12から始まる負担者番号が記録された場合の資格確認レコードは、記録を省略する。</u></li> </ul>	<p>保険医療機関からの請求時は、「負担者種別」項目が「1（医療保険、国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療）」である場合、「確認区分」項目及び「枝番」項目を記録する。</p>

<p>なお、令和6年2月診療以前分に記録された場合は、審査支払機関において読み飛ばし、保険者等への提供を行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認レコードを複数記録する場合、別表28 負担者種別コードの昇順で記録する。</li> </ul>	
--	--

(5) 「受診日等 (JD) レコード」の注釈に次の文言を追加した。

【変更後】	【変更前】
<p>【追加文言】 受診日等レコードを複数記録する場合、別表28 負担者種別コードの昇順で記録する。</p>	

(6) 「別表29 確認区分コード」の次の項目を変更した。

【変更後】	【変更前】
「06 <u>レセプト記載の保険者等に請求</u> 」	「06 資格確認 (レセプト記載の保険者への請求)」

2 「オンラインによる一次請求返戻ファイル及び再審査等返戻ファイル並びに再請求ファイルに係る記録条件仕様」

(1) 1 返戻レセプト内のレコードの種類及び記録順の表の注釈に次の文言を追加した。

【変更後】	【変更前】
<p>【追加文言】 令和6年2月診療以前分であって、保険医療機関からの請求時に公費負担医療の12から始まる負担者番号がある公費レコードと、これに対応した資格確認レコードが記録された場合は、当該資格確認レコードのみ審査支払機関において読み飛ばし、保険医療機関への返戻時に履歴請求データ及び請求データに記録しない。</p>	

(2) 一次請求返戻ファイル構成イメージの表の「請求データ」及び「履歴請求データ」に「(※4)」を追加し、注釈に次の文言を追加した。

【変更後】	【変更前】
<p>【追加文言】  <u>令和6年2月診療以前分の場合で、負担者種別コードが「2」～「5」の場合は記録しない。</u></p>	

(3) レセプト種別ごとのレセプト情報の記録条件の表及び注釈を次のとおり変更・追加した。

【変更後】	【変更前】
<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト種別：医療保険と1～4種の公費負担医療の併用 資格確認レコード：△（1～5レコード記録）</li> <li>レセプト種別：公費負担医療単独 資格確認レコード：△（1レコード記録）</li> <li>レセプト種別：2～4種の公費負担医療の併用 資格確認レコード：△（1～4レコード記録）</li> <li>保険医療機関からの請求時は、<u>保険者レコード及び公費レコード（公費負担医療の12から始まる負担者番号のみ）</u>に対応する資格確認レコードを記録する。</li> </ul> <p>【追加文言】  <u>なお、資格確認レコードの記録条件として、公費レコードに公費負担医療の12から始まる負担者番号を記録する場合は記録任意とし、それ以外の負担者番号の場合は記録不可とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト種別：医療保険と1～4種の公費負担医療の併用 資格確認レコード：△（1レコード記録）</li> <li>レセプト種別：公費負担医療単独 資格確認レコード：×</li> <li>レセプト種別：2～4種の公費負担医療の併用 資格確認レコード：×</li> <li>保険医療機関からの請求時は、<u>保険者レコード</u>に対応する資格確認レコードを記録する。</li> </ul>

### 3 「レセ電コード情報ファイル記録条件仕様」

(1) 1 レセプト内のレコードの種類及び記録順の表に「※3」を追加し、注釈に次の文言を追加した。

【変更後】	【変更前】
<p>【追加文言】  <u>電子資格確認が複数の保険者等に行われた場合、表中「※3」の資格確認運用レコードも複数レコード記録する。</u></p>	

- (2) レセ電コード情報ファイル構成イメージの表の「請求データ」及び「補正データ」の「(※)」を次のとおり変更・追加した。

【変更後】	【変更前】
<ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認レコード：(※<u>1</u>)、(※<u>2</u>)</li> <li>受診日等レコード：(※<u>1</u>)</li> <li>窓口負担額レコード：(※<u>1</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認レコード：(※)</li> <li>受診日等レコード：(※)</li> <li>窓口負担額レコード：(※)</li> </ul>

- (3) レセ電コード情報ファイル構成イメージの表の注釈に次の文言を追加した。

【変更後】	【変更前】
<p>【追加文言】 令和6年2月診療以前分の場合で、<u>負担者種別コードが「2」～「5」の場合は記録しない。</u></p>	

- (4) 「資格確認運用 (ON) レコード」の仮払請求等理由の記載内容を次のとおり変更し、資格喪失前及び資格喪失後の合計点数、合計金額並びに標準負担額の備考欄に次の文言を追加した。

【変更後】	【変更前】
<p>資格喪失後の保険者等への仮払請求の場合は、別表 8 仮払請求等理由コードを記録する。</p> <p>【追加文言】 <u>負担者種別コードが「1」の場合のみ記録する。</u></p>	<p>資格喪失後の保険者への仮払請求の場合は、別表 8 仮払請求等理由コードを記録する。</p>

- (5) 「別表 7 確認区分コード」の次の項目を変更した。

【変更後】	【変更前】
「06 レセプト記載の <u>保険者等に</u> 請求」	「06 レセプト記載の <u>保険者に</u> 請求」